

## 八尾市既存建築物吹付けアスベスト分析調査事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストに関する分析調査を促進し、もって吹付けアスベストの飛散による健康被害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者又は管理者が行う分析調査に要する経費について、予算の範囲内において、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国土交通省住街発第236号国土交通住宅局長通知）、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該所有者等に対して八尾市既存建築物吹付けアスベスト分析調査事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト

吹き付けられたアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウール等（以下「吹付けアスベスト」という。）をいう。

(2) 補助事業

本市がこの要綱に基づきアスベスト含有の分析調査に対して補助を行うことをいう。

### (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間の既存建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、すでにこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

(1) 本市に存する民間既存建築物

(2) 分析調査については、吹付けアスベストが施工されている可能性のあるものに係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。また、アスベストに関する分析機関は、大阪府への環境計量証明事業登録及び大阪労働局登録作業環境測定機関とし、測定方法は、JIS A 1481とする。

(3) 吹付けアスベスト分析調査について、他の国庫補助等を受けていないものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(補助内容)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、分析機関での検査に要した費用(検体の採取等に要した費用を含む。ただし、原則として250,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、補助金の交付は、1の建築物に対して1回の調査に限るものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者(以下「当該申請者」という。)に通知するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日から30日以内に吹付けアスベストの分析調査に着手するものとする。
  - 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第6条の規定による申請の取り下げは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に補助金交付申請取下げ届出書(様式第4号)により市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

- 第9条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額等の変更が生じる補助対象事業の内容の変更を行うときは、補助金交付申請変更届(様式第5号)に変更後の補助対象事業実施計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金変更承認通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(事業の完了実績報告)

- 第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付事業完了実績報告書(様式第7号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- (1) 請求書、領収書の写し(分析機関が発行したもの)
  - (2) 写真(調査の内容が確認できるもの)
  - (3) 調査結果の写し

2 市長は前項の規定による事業完了実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付請求は、前条第2項の規定により補助金の額が確定した後に  
行うものとする。

2 補助決定者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(返還命令)

第13条 市長は補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (3) その他不正な行為があったとき

(書類の保管)

第14条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び附則の改正規定については、この改正要綱の決裁の日から施行する。
- 2 改正後の八尾市既存建築物吹付けアスベスト分析調査事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に行われた補助金の交付申請について適用し、同日前に行われた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月29日から施行する。